

第55回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2025年7月29日開催

2025年7月31日

第55回の審議では、ISSB公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応などについて審議が行われました。また、サステナビリティ関連情報のアップデートとして、2025年7月17日に公表された「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」などについて、金融庁より説明がなされ、意見交換が行われました。

【第55回SSBJで審議された事項】

審議事項

- (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告（審議事項C1）
- (2) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料2、2-1～2-11）
- (3) ISSB 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応（審議事項B4、B4参考2-1～2-4）

報告事項

- (1) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 - IFRS S2 号の修正案」への対応（報告事項B2-1、B2-2、B2-1参考）

審議事項

- (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告（審議事項C1）

サステナビリティ基準諮問会議の岸田議長より、2025年7月16日に開催された第10回サステナビリティ基準諮問会議の概要について、報告がなされ、審議が行われました。

- (2) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料2、2-1～2-11）

金融庁企画市場局企業開示課高木課長補佐より、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第7回及び第8回）並びに「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第4回）における審議の状況について説明がなされました。また、2025年7月17日に公表された「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」についての説明がなされ、意見交換が行われました。

(3) ISSB公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』への対応
(審議事項B4、B4参考2-1～2-4)

国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）から、2025年7月3日に公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』（以下これらをあわせて「本公開草案」という）（コメント期限：2025年11月30日）が公表されました。SSBJ事務局より、本公開草案の概要及びSSBJにおける検討アプローチ（案）（※1）について説明がなされ、審議が行われました。

（※1）検討アプローチ（案）として、SSBJ事務局より以下の方向性が示されています（詳細は審議事項B4参照）。

- 賛否に関わらず、SSBJとしてISSBにコメントを提出する
- その際、SSBJから提出するコメントは、基準設定主体の立場からコメントできる範囲でのコメントとすることが考えられる

【審議結果】

審議の結果、検討アプローチ（案）について事務局の提案が基本的に支持されました。

報告事項

(1) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 – IFRS S2 号の修正案」への対応（報告事項B2-1、B2-2、参考資料B2-1）

川西委員長より、ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 – IFRS S2 号の修正案」のコメント・レターの提出について、報告が行われました。

以上

参 考 : [第55回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事 : [第54回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第53回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第52回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のグローバルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>